

(案)

第53回東大和市民文化祭実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図るため、第53回東大和市民文化祭（以下「文化祭」という。）を実施することを目的とする。

(内容)

第2条 文化祭とは、開会式、参加部門による展示・発表、閉会式をいう。

(会長及び副会長)

第3条 文化祭に、会長及び副会長を置く。

2 会長には、東大和市長の職にある者を、副会長には、東大和市教育委員会教育長及び東大和市文化協会会長の職にある者を充てる。

3 会長及び副会長の任期は、文化祭が終了するまでとする。

(実行委員会の設置)

第4条 文化祭の企画、運営、日程の細部について検討するため、第53回東大和市民文化祭実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(日程)

第5条 文化祭の日程は、次のとおりとする。

(1) 開会式は令和5年10月14日（土）に行う。

(2) 参加部門による展示・発表については、委員会で別に定める。

(3) 閉会式は令和5年11月3日（金・祝）に行う。

(庶務)

第6条 文化祭の庶務は、東大和市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長及び副会長が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。